

青森県報

号外第四十七号

平成二十九年
六月一日
(木曜日)

目次

告 示

○保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

監 査 委 員

○包括外部監査の事務を補助する者の氏名等……………(事務局) ……三

告 示

青森県告示第四百二十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十九年保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十九年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川く笹内川	水源かん養保安林	一、三六八・六二
岩木川下流	〃	四六一・〇五
岩木川上流	〃	八七〇・八一

平川	〃	一五一・六四
浅瀬石川	〃	五〇〇・〇二
今別川く蟹田川	〃	九九〇・六八
青森地区	〃	六一八・三九
下北東部	〃	一、二三一・三二
下北西部	〃	九三〇・二七
上北地区	〃	一五一・五八
七戸川	〃	六〇六・七六
奥入瀬川	〃	三四八・九八
馬淵川下流	〃	九二九・八九
新井田川	〃	一五三・二〇
中村川く笹内川	土砂流出防備保安林	一四二・二八
岩木川下流	〃	二七九・七二
岩木川上流	〃	一〇・七〇
平川	〃	四二・〇六
浅瀬石川	〃	八六・七五
今別川く蟹田川	〃	一九・〇六

三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二四・八六	二一・三八	九・七二	六・一六	〇・三〇	〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	八四・三六	八七・二〇	〇・七二	九九・七〇	二四・三四	一四七・五四	一七四・四二

十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃
〇・四九	〇・九六	〇・六四	八・三六	三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	一二八・九六	二・八四	三・八二	一・六〇	四・七〇

三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九・三二	三・七六	一・〇〇	三・二四	〇・〇〇	二・九六	〇・三六	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三二・〇〇	一〇六・〇四	一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・三〇

三戸郡南部町	〃	八・六二
津軽地区	保健保安林	一五九・一八
南部地区	〃	九八・五二

監 査 委 員

青森県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年六月一日

- 青森県監査委員 須藤 光昭
- 青森県監査委員 川 嶋 由紀子
- 青森県監査委員 夏 堀 浩一
- 青森県監査委員 沼 尾 啓一

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
手 島 貴 弘	宮城県仙台市泉区紫山四丁目九の一三
鳩 健 二	青森県八戸市長根二丁目七の一四
荒 谷 祐 介	岩手県盛岡市盛岡駅前通二の一〇の三〇六
鈴 木 崇 大	青森県弘前市大字城南五丁目三の二一
小 林 太 郎	青森県弘前市大字和徳町五二

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成二十九年六月一日から平成三十年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭